

群馬県教職員互助会職員の任免、給与、懲戒、 サービスその他身分取扱いに関する規程

(昭和 46 年 3 月 31 日制定)

(平成 20 年 2 月 21 日一部改正)

(平成 19 年 3 月 20 日一部改正)

(令和 2 年 3 月 9 日一部改正)

(職員の任免等)

第 1 条 群馬県教職員互助会職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限、懲戒及びサービスについては、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法令に特に定めるものを除き、群馬県教育委員会事務局職員の例による。

(育児休業等)

第 2 条 職員の育児休業、介護休暇については、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)その他の法令に特に定めるものを除き、群馬県教育委員会事務局職員の例による。

(定年退職者の再雇用)

第 3 条 定年により退職する職員が当該定年後も引き続き勤務することを希望するときは、別に定める選考基準により 1 年を越えない範囲内で期間を定めて再雇用することができる。

2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、別に定めるところにより、1 年を越えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期の末日は、その者が 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日とする。

4 第 1 項の規定に基づき再雇用された職員の身分取扱い等については、別に定める。

(非常勤職員)

第 4 条 理事長は、職員のほかに群馬県教職員互助会に勤務する非常勤職員を雇用することができるものとし、当該非常勤職員の任免、報酬、勤務条件等については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。